

熊本県における 官公需施策の取り組み等について

令和2年12月2日
熊本県商工労働部商工政策課

熊本県の官公需契約実績額について

(単位：百万円)

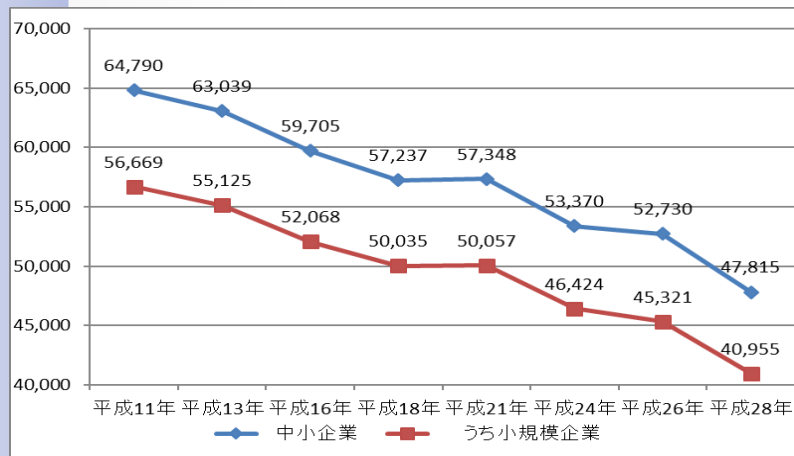
年度	官公需契約 実績額 A	うち中小企業		うち県内企業	
		額 B	比率 B/A	額 C	比率 C/A
H24年度	87,678	79,403	90.6%	77,132	88.0%
H25年度	73,301	68,731	93.8%	63,046	86.0%
H26年度	112,084	105,696	94.3%	103,562	92.4%
H27年度	91,484	79,841	87.3%	77,840	85.1%
H28年度	109,384	95,395	87.2%	89,533	81.9%
H29年度	143,154	129,218	90.3%	127,068	88.8%
H30年度	170,022	155,396	91.4%	152,138	89.5%
R元年度	135,807	124,981	92.0%	119,419	87.9%

熊本県中小企業振興基本条例①

平成19年3月公布・施行

社会情勢

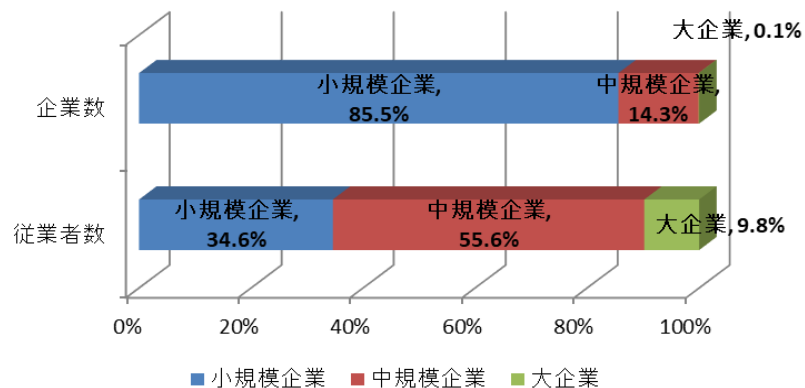
- ・少子高齢化の進行
- ・大企業の海外進出 等



出典: 中小企業白書付属統計資料

企業数=会社数+個人事業所(単独事業所及び本所・本社・本店)

県内企業規模別の企業数と従業者数(2016年)



出典: 中小企業白書付属統計資料

「中規模企業」= 中小企業 - 小規模企業

国の動き

- ・中小企業基本法改正(H28.6)
- ・小規模企業振興基本法制定(H26.6)

平成26年12月条例改正

熊本県中小企業振興基本条例②

改正条例の概要及び構成

前文

- 県の責務の根拠（中小企業基本法、小規模企業振興基本法）

第1章 総則

- 定義
- 基本理念
- 責務（中小企業者等・中小企業に関する団体・県民の役割）

第2章 中小企業振興に関する基本方針等

中小企業全般に係る基本方針等について規定

- 基本方針（雇用環境の整備、海外展開）
- 県の講ずる措置（官公需施策、情報収集、中期的視点等）

第3章 小規模企業振興に関する基本方針等

中小企業振興のうち、特に小規模企業に対し実施又は強化する基本方針等について規定

- 基本方針
- 県の講ずる措置

熊本県中小企業振興基本条例③

中小企業振興に関する措置の改正

第7条第2項(県の講ずる措置)

(1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

官公需に関する施策(例)

・官公需適格組合制度

官公需適格組合制度とは、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約を十分に責任をもって実施しうる経営基盤(組織体制、財務体制)が整備され、信頼性の高い組合に対して、申請に基づき、国が証明するという制度。官公需適格組合は、R2.9末現在県内4組合。

県発注工事に係る中小企業者の受注機会の拡大措置

(県内企業への発注)

- 県内企業で施工可能なものは、県内企業へ発注
- 下請発注における県内企業の優先使用を共通仕様書等に記載するとともに、元請が県外企業に下請発注する場合は、その理由を下請確認票で確認

(県内中小建設業者が活躍できる入札契約制度等の見直し)

- 工事の専門性に応じた分離発注や効率性等を考慮した分割発注を実施
- 通常工事におけるJV対象工事を5億円以上から3億円以上に引下げ

新事業支援調達制度

- 新規性のある県内企業の新商品及び新役務を県が認定することで、県において随意契約による購入等が可能となる制度。平成18年度より開始
- 中小企業にとって、対外的信用力の強化、調達実績の創出の効果有
- 平成18～令和2年度で、延べ64社、92品目を認定
- 県における調達実績は、延べ40社、46品目、1億2600万円

※参考：R2年度の認定製品【企業名】

○熊本県産無添加合わせみそ650g【株式会社フンドーダイ】

○いぐさ装飾「雅」【株式会社日比谷花壇】

○A I 顔認証体温検知システム【株式会社クマモト敬和】

その他（周知等）

- 庁内各所属に対し、文書、研修会、会議等の機会を通じて、県内中小企業の受注機会の増大に関する周知、依頼を実施
- 物品調達・業務委託等に係る入札・契約事務の手引に参加業者の地域要件の設定について記載するとともに、事務研修会資料にもその旨記載し、説明